

# ハンセン病問題における「家族」

桑 畑 洋一郎

## 1 はじめに

### 1.1 本研究の背景と目的

2019年6月28日に、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」（以下「家族訴訟」）の原告勝訴判決が熊本地方裁判所において出された。これにより、原告であるハンセン病患者<sup>1)</sup>「家族」らの経験した差別等の被害を発生させた原因が、国のハンセン病隔離政策等にあることが認定され、国の責任が認められた。その後国は控訴せず、判決が確定した。その上で国は、「家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組み、「家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会」（法務省 2019）の実現を目指すとした。

こうして、主として「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟（2001年原告勝訴、国は控訴せず）によって広く示された、ハンセン病問題における「被害者」の外延が、ここで再度変化することとなった。すなわち「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟によって、ハンセン病患者自身こそがハンセン病問題の「被害者」とされてきたわけだが、近年の「家族訴訟」により、ハンセン病患者のみならず「家族」もその「被害者」に含まれることが、広く示されることとなったわけである。しかしそもそも、「家族訴訟」以前、ハンセン病患者の「家族」はどういった存在とされてきたのか。

「家族訴訟」以前の過去においては、同訴訟で広く示された「被害者」としての「家族」像とはやや異なるハンセン病患者「家族」の姿も示されてきた。例えば、1923年に内務省衛生局によって発行された『癩患者の告白』においては、

東海道は三島の在に一郵便集配人ありき。彼れは長男にして1人の弟あり赤貧洗ふが如くさなきだに苦しき折から彼の弟は37・8にして尚独身である。最も性質は低能らしく常に兄の厄介者で加うるに癩病であつた故兄の困憊は一方ならず、女房の恩愛にかられて人道に反くとは知りつつも血肉を分けた弟を殺そをと企てた。(内務省衛生局 1923: 24)<sup>2)</sup>

と、ハンセン病発症を理由の1つとして弟を殺そうとした兄のエピソードが描かれている。他にもハンセン病を発症した子を献身的に看護する母親と、そうした母親と子を「系図が汚れる。祖父に済まぬ。武士の家を汚した。犬畜生め!!!」（内務省衛生

局編 1923: 24) と罵倒する祖母が描かれるエピソードがあるなど、やはりハンセン病患者を拒絶する「家族」の姿が描かれている。

もちろん『癩患者の告白』は内務省衛生局がまとめたものであり、「懲戒検束権を握る療養所長のもとに提出する原稿」（財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する研究会議 2005a: 61）である以上、特定の意図の下でこうしたエピソードが集められ公刊された可能性はある。

では、ハンセン病患者の「家族」が、現状のようにもっぱら「被害者」として理解されるようになったのはどのようにしてなのか。またそうした「家族」像の変化に伴って何が生じているのか。仮に何かしらの意図に基づいて提示されてきた「像」であったとしても、「家族」像の変化は、何かしらの背景から導かれたものであろうし、また、何かしらの帰結を導くものでもあろう。

そこで本研究はこの、ハンセン病問題における「家族」が、隔離政策による「被害者」として認識されるようになったプロセスを、「家族訴訟」とそれ以前の「家族」像を分析しながら検討することを目的とする。

抽象化するならば本研究は、ある事象の社会問題化プロセスにおいて、その事象の「被害者」として特定の人々が再構成されていくプロセスの考察につながりうるものである。この点で、社会問題の「社会問題」化をめぐる研究に貢献しうるものと言えよう。加えて、本研究が注目する、「家族訴訟」における「家族」の「被害者」として定式化プロセスには、社会学者も関与してきた面がある（黒坂・福岡 2023）。であれば本研究は、社会学が社会問題の「社会問題」化に寄与した事例に注目するものであり、社会学の社会的実践の意義を検討する上でも、重要なものと思われる。

## 1.2 先行研究

日本のハンセン病史をめぐる研究は、とりわけ1996年の「らい予防法」廃止と、1998年に提起された国家賠償請求訴訟（2001年原告勝訴）の前後より多数蓄積されてきた。中でも、ハンセン病患者の経験した被害の歴史を指摘し続けてきたのが、歴史学者の藤野豊である。藤野（1993, 2001）は、ハンセン病隔離政策を通して「日本ファシズムの確立過程とその矛盾を明らかにする」（藤野 1993: 4）という問題意識の下で多くの研究を展開し、「日本近代史のなかにあらわれたハンセン病問題」（藤野 2001: 11）について明らかにしてきた。こうした藤野の研究により、病者の経験した人権侵害に焦点化したハンセン病史が明らかにされてきた。

また、こうした藤野の問題意識を、明示的にではないが継承する研究もある。特に社会学領域では、福岡安則と黒坂愛衣によって、上記の国家賠償請求訴訟においては

不可視化されてきた、ハンセン病者の「家族」が経験した被害に注目が向けられてきた（黒坂 2015; 福岡 2018, 2023; 黒坂・福岡 2013）。また福岡と黒坂に代表されるこれらの研究は、著書名にも表れている通り（福岡 2018; 黒坂・福岡 2023）、法学者<sup>3)</sup>らとも連携しながら、「家族」が経験した被害の責任を国家に認めさせるための訴訟を支援してきた点にも特徴がある。こうした研究において「家族」は、病者に対する差別・偏見に病者とともに苦しめられた存在と見なされてきた。仮に「家族」が病者を排除することがあったとしても、それは差別・偏見を回避するためであると理解され、ゆえに「家族」も差別・偏見の「被害者」であるとされてきた。

他方で、藤野が問題意識を持ち注目したような「制約された条件下にある療養所のなか」（蘭 [2005] 2017: 21）にありながら、そこで「生きてきた入所者個人の『考え、思い、感情』を」（蘭 [2005] 2017: 21）明らかにすることを通して、ハンセン病の経験とともに「療養する主体」（廣川2023）としてのハンセン病者の歴史を明らかにしようとする研究（例えば（蘭 [2005] 2017; 廣川 2011; 坂田 2012; 桑畑 2013; 青山 2014; 有蘭 2017; 松岡 2020; 鈴木 2020）など）も、国家賠償請求訴訟期以降に多く蓄積されてきた。これらの研究においては、ハンセン病者ら当事者が人権侵害をこうむってきたことは前提としつつも、その中で当事者らが相互に集合的な生活を成立させ維持してきたことが明らかにされた。

またこうした、ハンセン病者を「療養する主体」と見なす研究においては、「家族」の捉えられ方も福岡・黒坂とはやや異なる。例えば蘭においては、「ひとびとのもっとも身近な存在で、情緒的結びつきのもっとも強い人間関係」（蘭 [2005] 2017: 111）である『『あたりまえの家族』から『距離』をもたざるをえなかったひとびと』（蘭 [2005] 2017: 112）であると病者は位置づけられる。そこにおいては、発病によって「家族」から隔離され嫌悪感を抱かれる病者や、病者の存在を無化しようとする「家族」の姿が調査を基に示された（蘭 [2005] 2017: 114-144）。またさらに、こうして「家族」から拒否されたにもかかわらず／拒否されたことを背景に、ノスタルジーと相まった「家族」への思いが生じていることや、国賠訴訟後に「家族」との再交流がなされていったことが描かれてもいる（蘭 [2005] 2017: 114-144）。また鈴木においても、「家族」から存在を消され存在しなかったことにされ、その帰結として墮胎・断種や戸籍の再編を選択した病者の経験が示されている（鈴木 2020: 64, 188）。これらの研究において「家族」は、状況に応じて病者を排除も受容もする存在と捉えられてきた。またそうした「家族」の行為は、政策による差別・偏見といった広範なものよりも、より地域的・時代的文脈に根差して理解されてきた。

このように、ハンセン病歴史研究においては、隔離政策を原因として病者とその「家

族」の経験した差別・偏見に着目するものと、そうした差別・偏見の中での当事者の生の実態に着目するものとに大別できる。また、前者は、病者やその「家族」の経験を被害の文脈に位置づける性格が——訴訟への支援の目的とも関連して——強く、後者は、病者やその「家族」の経験を被害／加害の文脈とは異なる点で見ようとする性格が——訴訟によって新たに生まれた関係性への着目も含めて——強い。

本研究は、現在まで積み重ねられてきたこれらのハンセン病史研究とはやや視座を異にし、「家族訴訟」以前に示されてきた病者「家族」像と、「家族訴訟」において提示された病者の「家族」像との異同を検討するものである。すなわち本研究は、ハンセン病史そのものの研究ではなく、ハンセン病史における病者の「家族」像の変容に注目する研究である<sup>4)</sup>。この点において、ハンセン病史そのものに注目してきた従来の研究とは視座の次元が異なるものではある。

### 1.3 方法

以上の問題関心に基づき、本研究では、ハンセン病問題における「家族」像の変容プロセスを分析することとする。具体的には、「家族訴訟」以前に「家族」がどのような姿で提示されてきたものであったのか、資料やハンセン病史研究、あるいは当事者・関係者の手記から見る。その上で「家族訴訟」において「家族」がどのように提示されることとなっているのか、訴訟関係資料と補償に関する資料を通して見ることとする。「家族訴訟」前後の文脈における「家族」像の比較を通して、その変容を見るということである。

## 2 分析

### 2.1 「家族訴訟」までの「家族」概念

まずは「家族訴訟」以前のハンセン病者「家族」像について見ていくこととしたい。病者との関係に着目するならば、「家族訴訟」までのハンセン病者「家族」は、病者を排除する「家族」・病者とともに排除される「家族」・病者を受容する「家族」という3つの類型で描かれてきた。もちろん同一の「家族」が状況に応じて異なる種類の姿を見せることも現実にはあったし、状況に応じて他の類型に変容していったこともあったわけだが、描かれ方としては少なくともこの3つに類型化できると思われる。

#### 2.1.1 病者を排除する「家族」

既に示してきたものではあるが、先に見た『癩患者の告白』のような1900年代初期の資料や、あるいはハンセン病者の手記においてよく見られるものが、病者を排除す

る「家族」像である。これについては先に『癩患者の告白』から引用した、病者らを罵倒する祖母のエピソードにも示されている。さらに近年出された病者の自伝においても、

小学校3年生のとき、父〔書き手の父も病者：引用者注〕がハンセン病だと医師の診断を受けたそうです。私はまだ小さかったですからわからなかったんですが、そのとき家では大騒動が起きました。母の実家からはきょうだいや親戚がやって来て、自分のところの娘をそのような血筋の家に嫁としておくわけにはいかないと、連れて帰ったんです。(平沢 1997: 32)

といった記述がある。また、蘭の研究においても、自身の手に触れることを母親から拒否された病者の経験や、偽名を名乗るよう「家族」から求められた経験、冠婚葬祭への列席拒否をされたといった、「家族」から排除された病者の経験が示されてきた(蘭 [2005] 2017: 115-119)。

排除する「家族」像と類似するものとして、病者の存在を隠蔽しようとする「家族」像もしばしば見られる。例えば『癩患者の告白』においては、

〔書き手の発病後:引用者注〕父は一家の為に非常に憂慮した。一切人との交際を禁止した。爾来朝夕出入りをした級友にも留守をつかった、そして人の噂に上らない内に密かに転地療養と決した。(内務省衛生局編 1923: 63)

といった記述がある。またこうした「家族」像は、先に見た鈴木 (2020: 64) のようなハンセン病研究においても示されている。

なおちなみに、こうした事態に対して、「病が夫婦親子を引き離すわけではない。生別を強制しているのは国の政策であり、癩予防法ではないのか」(島 1996: 124)と指摘する——すなわち訴訟で見られた論理をかなり早い段階で示す——病者もいた。また後述もするが、同様の指摘は、「家族訴訟」においてもなされることとなった(黒坂 2015: 127-169; 黒坂・福岡 2023: 21-22)。すなわち、病者を排除・隠蔽する「家族」も、自身への被害を回避するためにそうした行為を取ったとする論理もある。

### 2.1.2 病者とともに排除される「家族」

もちろん他方で、ハンセン病者の存在によって、自身も排除された「家族」の姿も描かれてきた。これまでと同様『癩患者の告白』を見ると、

癩は家産を倒し、家族を離散せしめ、延いては、其の毒手が親屬知己に迄で累を及ぼし、猶倦きたらず、其の住宅を焼土と化せしめ、此処へぺんぺん草を生ぜしめねば已まず。(内務省衛生局編 1923: 327)

といった記述がある。また病者の手記においても、

あんなに誇っていた家柄も血すじもぺちゃんこになり、かりそめにも私と血のつながるものは「ライ病すじ」という恐ろしい烙印を押されるので、親戚も次第に遠ざかってしまい、家族は後指をさされ、差別された部落の人たちのように暗い思いをして暮らさなければならなくなった。あまつさえ、嫁いでいた3人の姉も2人まで離縁されて帰るという次第で(後略)(青木 1972: 22)

とあり、病者の存在によって「家族」まで排除されるという事態が生じていたとされることもまた、しばしばあった。なおこうした「家族」の体験は、後の「家族訴訟」における被害の典型例の1つとして取り上げられることが多く、黒坂(2015)や黒坂・福岡(2023)においても、隔離政策による「被害者」としての「家族」像の典型として提示される。

### 2.1.3 病者を受容する「家族」

さらに他方で、病者を受容する「家族」の姿も描かれてきた。例えばここまでに複数回取り上げてきた『癩患者の告白』においても、病者を排除する「家族」と並列的に、病者を受容しようとする以下のような「家族」の姿が描かれる。

此時〔罹患判明時:引用者注〕丁度祖父の家で親族会議が開かれ、結局私を旅に出して、此悲劇を黒い幕に包まんとするものと、若い病者を他人の中に苦むるのは実に惨酷極ると、深く同情するものとの二つに分れ、大変にもめたのであります。其一方の同情の首謀者たる祖父母は、熱狂的に叫んで止まなかった為、日々私を懇に訪問して呉れて居たのでありましたが、冷酷なる叔父に因て交通を断たれて、遠くもあらぬ道程も千里の隔りの如く、此所に第二の扉を固く固く鎖されたのであります(内務省衛生局 1923: 150)

時代が下っても同様の「家族」の姿は示されてきた。例えば、罹患が判明した夫と

の離縁を実家から求められた妻がそれを拒否し、実家から勘当されても婚姻関係をつづけたエピソード（平沢 1997: 33）もある。

また別様の受容のあり方としては、例えば、発病後療養所への入園勧奨を繰り返す「町の巡査」に対して、入園を拒否する病者の意思に沿って巡査に「頭を下げ続け」た母親（近藤 2010: 3-4）や、療養所に入園した息子のことを思って、近所の人たちが託した「油味噌」等も含めた「大きな荷物」を携えて、罹患していない娘とともに療養所に面会に来ていた父親の姿（平良 2018: 12）も示される。さらにこうした、病者を受容した「家族」の姿は、ハンセン病史研究においても提示されてきており（蘭 [2005] 2017:160-169）。

なお、「家族訴訟」においては、こうした病者を受容する「家族」の存在は、そもそも受容の可否を迫られる点で非対称性を帯びているものとして捉えられ、その点で隔離政策に起因する差別・偏見の被害から免れていないと見なされることとなる（黒坂・福岡 2023: 52-53）。したがって病者を仮に受容しようと、結局は被害の可能性を考量する必要がある、そうした考量を強いられる点においてハンセン病者「家族」は「被害者」であるとする論理である。

## 2.2 「家族訴訟」における「家族」

以上のように、病者「家族」は、病者との関係性に着目して類型的に捉えるとしても、ハンセン病史においては3つの像をもって示されてきた。ハンセン病史において提示されてきたこうした「家族」像は、「家族訴訟」において「被害者」として収斂的に示されることとなる。

「家族訴訟」では、2016年2月に59名の原告による第1次提訴が、3月に509名の原告による第2次提訴がなされた。現在、第1次提訴の第1回口頭弁論で2名の原告と2名の弁護士から出された意見陳述書が公開されている。それぞれの意見陳述書で「家族」は以下のように提示されている。

ハンセン病者を父に持つ林力<sup>5)</sup>は、罹患し入園した父のことを以下のように語る。

しばらくして父から手紙が来ました。敬愛園〔鹿児島県鹿屋市にある星塚敬愛園：引用者注〕と書いてありました。

で、そのことがございましてから、私はひたすらに父を隠してきました。

父のことを話題にされるのが一番いやでありました。それは嘘を言わなければならない。それで終わればいいですが、物好きな人が、いつ頃、どこでどんな病氣、それを聞かれるのがたまらなかつた覚えがございまして。

そういう父から私はとにかく逃亡をいたしました。逃げる、逃げる、隠す、隠す、そして遺伝だと信じ込んでおりました。不治の病とも信じ込んでおりました。それは当時の社会意識がそういうものであったと思います。(林 2016: 2)

このように、ハンセン病患者である父の存在を隠蔽した経験と、それが「当時の社会意識」によって規定されたものであったことが述べられている。また、原告番号6番も以下のように述べる。

私も大きくなっていくにつれて、ハンセン病のことや差別のことが、だんだんわかってきました。父が療養所にいるということは、誰にも言えない秘密になっていきました。

17歳の時に結婚しました。貧しかったし、早く安定して暮らしたかったのです。夫だけには最初から父のことを話しました。最初はわかってくれたと思っていましたが、だんだん、酒を飲んで暴力を振るうようになりました。そんな時は、「病気の父親がいるのを嫁にもらってやった」、というような言い方をされました。2人の子どもがいたので、子どものためにと夫の仕打ちに耐えました。

そういうことが重なると、だんだん私も、「父のせいで私が苦勞する」という気持ちになり、父が悪いわけでもないのに、父のことを恨むようになっていきました。面会に行っても、言い争いをしたり、辛く当たったりしました。

父も辛かったろうと思います。

父は、2001年の冬、熊本での国賠訴訟の判決を聞くこともなく亡くなりました。私たち家族を苦しめた強制隔離政策が間違っていた、という判決を、父にも聞かせてあげたかったと思います。(原告番号6番 2016: 2-3)

ここでもやはり、病者の存在を隠蔽した経験と、「家族」であることを理由に夫から排除された経験が語られる。またそうした経験は、国賠訴訟によって「間違っていた」ことが明らかとなった「強制隔離政策」によってもたらされたと位置づけられる。

これらの原告の意見陳述を受けて、弁護士は、「熊本判決〔2001年に原告が勝訴した国賠訴訟:引用者注〕には家族の被害についての論及」(徳田 2016: 2)がなく、むしろ国からは「家族は加害者である」(徳田 2016: 2)と見なされてきたこと、ゆえに「家族自身が蒙ることになった苦難の人生被害について、十分には認識できていなかった」(徳田 2016: 3)という、残存する社会問題を指摘した。その上で、訴訟を通じて「被害を語っていただくことを通して、こうした被害から解放されること」(徳

田 2016: 4)、及び「元患者と家族との絆の回復」(徳田 2016: 4) を、訴訟の目標として位置づけ陳述した。こうして、病者を排除・隠蔽した「家族」の行為もまた、「被害者」としてそうせざるを得なかったものとする、2.1.1でも言及した論理が示されることとなった。

訴訟の過程では、先に引用した「家族」が経験したことを被害と位置づけ、その被害の原因には国のハンセン病政策の存在が挙げられること、ゆえに国が責任を負うべきことが、専門家証人である黒坂愛衣と福岡安則によって述べられた。まず黒坂によつては、療養所への隔離・ハンセン病の怖さの「家族」への刷り込み・ハンセン病の怖さの社会への刷り込みという、3つの政策があったことが指摘される(黒坂・福岡 2023: 67-80)。また、福岡は意見書を提示し、それによって原告弁護団が論証しようとした「社会の加害集団化」(黒坂・福岡 2023: 130) をさらに論理的に補強する、「《集合的意識としての偏見》」(黒坂・福岡 2023:131) という社会学的な概念を用いて、「家族」が経験した被害の原因と責任の所在を提示した。すなわち、「家族」の経験した被害は、個別的なものではなく、国のハンセン病政策によって生み出された社会的なものであり、ゆえにその創出源であった国が「家族」の被害に責任を負うべきであるとする論である。またさらに、そうした被害は、被害経験の表出容態は違えども、被害をもたらす政策とそこから生まれた差別・偏見は、「家族」であることをもって同様に押し掛かってくるものであり、ゆえに「損害を一定額として包括一律に請求する」(裁判所ウェブサイト 2024: 178-180) こととされた。ここにおいて、「家族」であれば表出された行為を問わず「被害者」と見なすべきとする論理が展開されたというわけである。またこの論理を後押ししたものが「《集合的意識としての偏見》」という、社会学的概念であった。

これに対して被告である国側は、「家族」は政策の対象外であり、政策が「家族」への被害を生み出したわけではなく、仮に被害があったとしても「国民の誤解」によって生じたものであると主張した(裁判所ウェブサイト 2024: 143)。また併せて、共通する被害は存在せず、ゆえに包括一律請求も認められるべきでないと主張した(裁判所ウェブサイト 2024: 182-188)。

判決としては上述した通り原告が勝訴したわけであるが、その際、原告側が主張した通りに、ハンセン病者「家族」の被害は隔離政策が生み出した差別・偏見によるものであると認定され(裁判所ウェブサイト 2024: 277-357)、また、原告が主張した包括一律請求も、ハンセン病者との関係性に基づく損害を類型化した上で認められ、そこから賠償額が算定されることとなった(裁判所ウェブサイト 2024: 504-508)<sup>6)</sup>。「家族」であれば、程度はあれども、「被害者」であることが公式に認定されたと言える。

「《集合的意識としての偏見》」という、社会学で言えば「構造的差別」といった概念にも近い社会的概念がある程度採用されてこうした結果が出てきたわけである（黒坂・福岡 2023: 254-255）。この点で「家族訴訟」は社会学とその概念が、ある事象の「社会問題」化と、その被害の認定に実践的に貢献した事例の1つでもある。

なおこの際に、「親子及び夫婦間と、兄弟姉妹間とでは、同居での生活の重要性や家族関係の形成を阻害されることによる人格形成等への影響が一般的に異なる」（裁判所ウェブサイト 2024: 503-504）ことを理由にした類型化や、同居期間の有無や長さによる類型化もなされることとなった（裁判所ウェブサイト 2024: 504）。

### 2.3 補償における「家族」概念

前節で見たように、「家族訴訟」において「家族」の被害が「包括一律」的に認定され、ハンセン病者の「家族」であれば、程度はあれども「被害者」であることが公式に認められた。

さらに原告勝訴の判決後、2019年7月に政府は控訴を断念し、「訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずるための検討を早急に開始」すること、関係省庁が連携・協力し、人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」（首相官邸 2019）とする内閣総理大臣談話を発表する。

これを受け、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が2019年11月に議員立法で成立する。同法では、「家族」の類型によって補償金が2種類設定され、訴訟に参加しなかった「家族」も補償の対象とされた<sup>7)</sup>。厚生労働省による「家族」類型に応じた補償金額を示すと以下の表と図のようになる。

表1 補償対象となる「家族」類型と補償金額

対象者（病者との関係）	補償金額
配偶者	180万円
親・子（1親等の血族）	
1親等の姻族等であって、ハンセン病者と同居していた者	
兄弟姉妹（2親等の血族）	130万円
祖父母・孫（兄弟姉妹以外の2親等の血族）であって、ハンセン病者と同居していた者	
2親等の姻族等であって、ハンセン病者と同居していた者	
曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・甥・姪（3親等の血族）であって、ハンセン病者と同居していた者	

（（厚生労働省2024: 5）を基に同法の条文も参照しながら筆者作成）

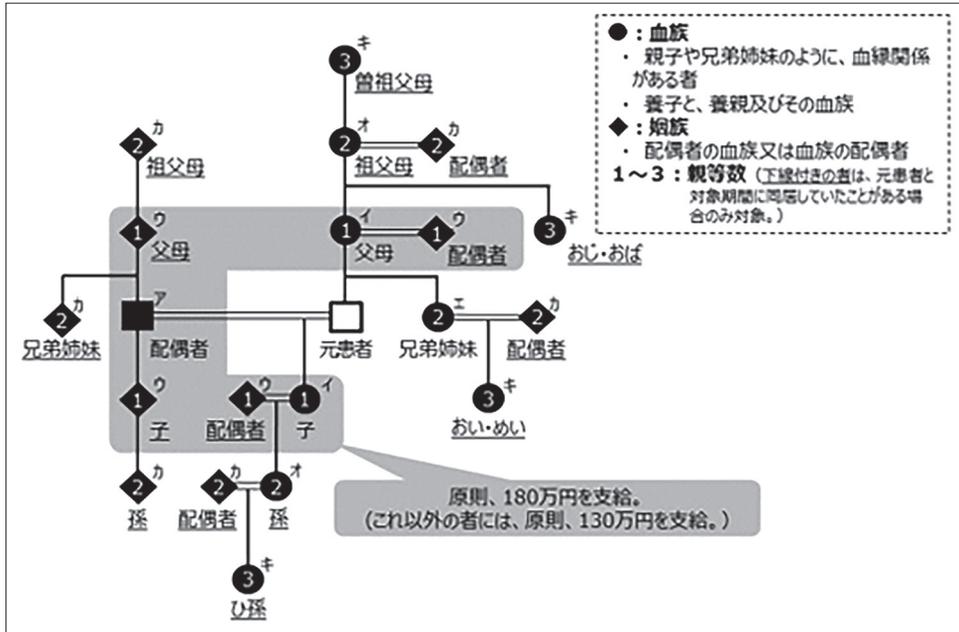


図1 補償対象となる「家族」類型と補償金額（(厚生労働省 2024: 5) より転載）

以上のように、ハンセン病者との親族関係と同居経験の有無を基盤に、被害を受けた「家族」の範囲が定められ、補償金額も定められることとなった。ただし、「被害」そのものは立証する必要はなく、根拠をもって「家族」であると示すことができれば補償の対象となる。ちなみに「同居」とは「生活の本拠を同一にしたいことを意味し、休暇時の帰省等一時的な滞在は含まない」（国会会議録検索システム 2024a）こととなっている。

なお同法は議員立法であり、注6でも書いた通り、補償金額は判決で認容された額より手厚い補償となっている。また、入所歴を基準とすると1972年以前の沖縄の病者「家族」が金額面で不利となりうることから（国会会議録検索システム 2024a）、判決で定められた入所歴の基準は取り除かれていることも、判決と異なる点である。他にも、事実婚の配偶者の連れ子や孫の配偶者にまで対象が拡大されている点も判決と異なる。

この補償基準と額は、法案作成時に超党派のワーキングチームが結成され、またそれに先立って原告弁護士と厚生労働省との実務者協議がなされる中で定められたものである（国会会議録検索システム 2024）。またその際、想定された補償対象者たる「家族」は24,000人、平均保証額は約170万円で、総額約400億円が必要経費と試算されることとなった（国会会議録検索システム 2024）。こうして、訴訟で定められたものよりも、より一律にハンセン病者の「家族」を「被害者」と意味づける論理が公定

されることとなった。

### 3 考察

考察に入る前に、以上に見てきたことを簡単にまとめておきたい。

「家族訴訟」以前に提示されてきた病者の「家族」は、病者との関係で大括りに類型化したとしても、第1に病者を排除する「家族」、第2に病者とともに排除される「家族」、第3に病者を受容する「家族」として描かれてきた。また、本研究では、紙幅の都合上さらに詳細な「家族」像の検討は行っていないが、これまでのハンセン病史研究や、病者の手記で描かれてきた「家族」は、それぞれに異なる関係性を結びながらハンセン病を生きてきたことが示されている。病者の「家族」は、病者の「家族」である点においては共通しつつも、その中で様々な様態をもって「家族」のハンセン病罹患・発病・入所と対峙してきた存在であることが、これまで示されてきた。

そうした中、「家族訴訟」によって、そうした「家族」像が被害者としての姿に収斂され位置づけられていくこととなる。訴訟においては「家族」であれば包括的かつ一律に被害を経験してきた被害者とされ、またその被害は療養所入所や、病者との親族関係の距離によって規定されるものとされた。さらに家族訴訟後の補償制度においては、さらに「家族」像は収斂的に描かれる。「家族」である病者が入所しようとしていまいと、また地域的特性や時代的特性も問わず、「家族」は被害者とされた。その際重視されたのは、親族関係と同居経験の有無であり、被害も含めた詳細な経験の様態は重視されない。

もちろん、被害の回復や被害に対する賠償を求める訴訟において、あるいは補償制度の制定において、被害者側が包括的に捉えられ、その被害経験が一律のものに見なされることに、訴訟・運動戦略上の大きな意義があることには論を俟たない。例えば、水俣病において患者認定をめぐる訴訟や運動が長年展開され、今も問題が残っていること（日本弁護士連合会 2024）はそれを示唆する。病いの当事者運動においても、多様な経験を持つ当事者があえて多様性を表出させまいとすることで、当事者間の分断を避けようとすることはしばしばある（例えば（桑畑 2022; 本郷・佐藤編著 2023）など）。その意味において、ハンセン病者の「家族」が、「家族」であるというその点のみで、包括的かつ一律の被害者と捉えられることは、重要な意味を持つ。またこうした理解が公的に認定されることに社会学的概念が貢献できたことは、社会問題の実践的解決を目指す社会学的立場からは、学問的な成果の1つであると考えられよう。

しかし一方で、こうした包括的かつ一律の「家族」像が社会的に浸透することには、注意すべき点もあると思われる。例えば朝日新聞クロスサーチで「ハンセン病

家族」と検索すると、“ハンセン病者とその「家族」は、隔離政策によって関係を断絶された”とするストーリーに依拠する記事ばかりがヒットする。同様に補償の請求に際して求められるのは、被害経験の根拠資料ではなく、親族関係と同居経験を証明する資料である。そうしたことに加えて、報道では病者の「家族」であることが周囲に知られることへの恐怖を理由に補償金の請求に踏み切れない「家族」の存在が報じられ（『東京新聞』2024.6.25）、複数の病者を「家族」に持つ場合はまとめて請求することにメリットがあると広報される（厚生労働省 2024a: 7）。以上のように、少なくとも報道及び厚生労働行政においては、ハンセン病者の「家族」であれば被害の経験を有しており、「家族」が被害者としての自認を持つことが前提とされているように見える。社会問題をめぐるフレーム形成に、報道と政策が及ぼす力は大きいという指摘を踏まえれば（Best 2017=2020）、「家族」を被害者として収斂的に理解するフレームが、社会的に拡大している現状がある。

繰り返しになるが、訴訟も含めた運動戦略としては、「家族」を包括的かつ一律に被害者として示すことに意義はある。しかし、過去の国賠訴訟において、療養所で生を繋ぐことができたという経験が念頭にあったために、原告となることを逡巡した病者がいたこと（蘭 [2005] 2017: 337-363）や、訴訟の結果と補償金が当事者内に緊張を生じさせたこと（蘭 [2005] 2017: 364-371）等を考慮すると、こうした包括的かつ一律に「家族」を被害者とするフレームが、訴訟や運動の外にまで適用されることで、別種の問題が生じることもありうる。包括的かつ一律の「家族」像の有効性を認めつつも、そうした認識の適用範囲を厳格に検討していくことが重要となろうし、訴訟や運動の外においては、各「家族」とその病者の経験を、包括的かつ一律のものとしてではなく、むしろ多様性のままに捉え、そこからそうした「家族」と病者を取り巻く社会を考察していくことが、病いの経験をめぐる社会学の使命でもあろう（Kleinman 1988=1996: 61; 蘭 [2005] 2017: 69-77）。

#### 4 おわりに

本研究は、ハンセン病をめぐる近年の大きな動きの1つである「家族訴訟」を主たる対象として、ハンセン病者の「家族」像の描かれ方の変容を見てきた。この「家族訴訟」において、社会学者が主体的に関与し、原告の勝訴に寄与したことが既に述べたとおりである。「家族訴訟」において病者の「家族」を被害者として捉えることの妥当性が社会学的概念に基づいて示されたこと、それが被害の認定につながったことは、社会学の学問的意義を実践的に示す面であり、重要なことではある。ただその一方で、訴訟あるいは運動上の戦略として提示されるもののもつ限界もまた存在するこ

とは、本研究で見たとおりである。こうした、ある「社会問題」的な出来事や、その当事者に対する理解のフレームが、社会的に共有されるに至ったプロセスを探り、その帰結を検討することは、ともに社会学の役割であろう。本研究はそうした点で、従来とは異なる視座からのハンセン病研究ではあるが、一定の意義を有するものであると思われる。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく補償請求の動向は、すなわち病者の「家族」という存在をめぐる当事者と社会的な認知は、現在も変化を遂げている最中である。請求期間が延長されたこともあり、今後病者の「家族」や、あるいは「家族」が経験した被害をめぐる社会的な認知のあり方が変容していくことも想定されるし、それが補償請求に表れることも考えられる。補償を求め人々の動きや、その認定のあり方にも目を配りながら、継続して検討を行うことが必要となろう。

また、本研究の主題からやや外れるため検討しなかったが、訴訟と補償における「家族」像が近代家族的な家族観に強く規定されていることも社会的に問われるべき点であろう。これらの点は今後の課題としたい。

#### [付記]

本研究はJSPS科研費23K25575の助成を受けたものです。

#### [注]

- 1) ハンセン病自体は既に回復している人々も含めて、ハンセン病を患った経験がある人々を本研究においてはこう表現する。A. クラインマン (Kleinman 1988=1996) による、医療者側が重視する病気である「疾患 (disease)」と当事者側が重視する「病い (illness)」との峻別、および後者の経験が人々にもたらす意味の大きさに着目する議論を踏まえ、病んだ経験が、病んだことのある人々の人生にとって、本人の意思とは必ずしも直結しない形で意味あるものとなっていることを重視したためである。なおこの表現は蘭 ([2005] 2017: 67-70) の指摘に倣ったものである。
- 2) なお、引用に際して漢数字を算用数字に修正し、旧漢字も修正している。以下引用文については同様である。
- 3) 例えばハンセン病問題を法学的見地から検討してきた森川恭剛 (2005; 2012) が代表的である。
- 4) 同様の問題関心に基づく、ハンセン病史における何かしらの言説に着目した研究としては、「隔離」と「療養」概念の現在的な用法の意味をハンセン病も含めた病

の言説史から検討した廣川（2023）や、同じくコロナ禍におけるハンセン病問題の参照のされ方を分析した桑畑（2023）がある。また、蘭〔2005〕2017: 139-140）は、国賠訴訟の結果が、複数の方向性へと「家族」関係の再形成を促した可能性を示唆している。また、やや角度は異なるが、ハンセン病療養所に届いた差別文書の分析から、現代におけるハンセン病の一般的理解の問題点を指摘した論考もある（蘭2005; 好井2006）。

- 5) 陳述書の中で名を名乗っているためここでも名前を明記することとした。なお林は九州産業大学の教授等を歴任した研究者でもあり、ハンセン病患者を父に持った経験に基づく書籍（例えば（林1988）等）を多数著している。
- 6) 裁判所の認定した賠償額は、病者の「家族」であれば慰謝料として30万円、さらにその病者に入所歴がありそれが原告と親子または配偶者の関係であれば慰謝料が100万円、その病者に入所歴はあるが親子または配偶者がおらず兄弟姉妹のみである場合は20万円慰謝料が追加される形で算定されている（裁判所ウェブサイト2024: 506-508）。また、甥姪孫の被害は認定されなかった（裁判所ウェブサイト2024: 501）。ただしこれは、国が控訴を断念した後の2019年11月に議員立法として成立した「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」によって補償の対象が拡充されることとなる。
- 7) なお当初は、請求期限が2024年11月21日までであったが、請求件数が想定を下回ったために期限が5年延長され、2029年11月21日までとなった。ちなみに、請求受付件数は2024年9月12日時点で8,580件で、相談件数は13,401件である。内認定されたのは、補償金額が180万円の場合が4,899件、130万円の場合が3,447件となっている。したがって差し引きで234件が認定されず保留もしくは否認されているということとなる（厚生労働省2024b）。なお厚生労働省の担当者に2024年8月にメールで問い合わせたところ、保留・否認という対応については、資料が不足している場合等に保留とされることがあり、認定審査の継続によって認定とされることがある。否認された場合も再度の請求が可能であるとのことである。いずれにせよ、想定請求件数の4割に達していない。

#### [文献]

- 青木恵哉, 1972, 『選ばれた島』新教出版.
- 青山陽子, 2014, 『病いの共同体——ハンセン病療養所における患者文化の生成と変容』新曜社.
- 蘭由岐子, 2005, 「宿泊拒否事件にみるハンセン病患者排除の論理」好井裕明編『つな

- がりと排除の社会学』明石書店, 175-214.
- , [2005] 2017, 『「病いの経験」を聞き取る [新版] ——ハンセン病者のライフヒストリー』生活書院.
- 有蘭真代, 2017, 『ハンセン病療養所を生きる——隔離壁を砦に』世界思想社.
- Best, Joel, 2017, *Social Problems, Third Edition*, New York: W. W. Norton & Company, (赤川学監訳, 2020, 『社会問題とは何か——なぜ、どのように生じ、なくなるのか』筑摩書房.)
- 藤野豊, 1993, 『日本ファシズムと医療——ハンセン病をめぐる実証的研究』岩波書店.
- , 2001, 『「いのち」の近代史——「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かもがわ出版.
- 福岡安則, 2018, 『「こんなことで終わっちゃあ、死んでも死に切れん」——孤絶された生／ハンセン病家族鳥取訴訟』世識書房.
- , 2023, 『聞き取りもうひとつの隔離——ハンセン病療養所附属保育所に収容された子どもたちの人生』解放出版社.
- 原告番号6番, 2016, 「意見陳述」, ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ (2024年9月17日取得, [https://www.dropbox.com/s/flambu8v4go1x9e/harada\\_iken.pdf?dl=0](https://www.dropbox.com/s/flambu8v4go1x9e/harada_iken.pdf?dl=0)).
- 林力, 1988, 『「癩者」の息子として』明石書店.
- , 2016, 「意見陳述」, ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ (2024年9月17日取得, [https://www.dropbox.com/s/z06vcumthouov4n/hayashi\\_iken.pdf?dl=0](https://www.dropbox.com/s/z06vcumthouov4n/hayashi_iken.pdf?dl=0)).
- 平沢保治, 1997, 『人生に絶望はない——ハンセン病100年のたたかい』かもがわ出版.
- 廣川和花, 2011, 『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会.
- , 2023, 『「隔離」と『療養』の間で——コロナの時代に考える近代日本のハンセン病史』『保健医療社会学論集』32(2): 17-25.
- 法務省, 2019, 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話・政府声明」, 法務省ホームページ, (2024年8月5日取得, [https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00206.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00206.html)).
- 本郷正武・佐藤哲彦編著, 2023, 『薬害とはなにか——新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房.
- Kleinman, Arthur, 1988, *The Illness Narratives: Suffering, Healing and the Human Condition*, New York: Basic Books, Inc., (江口重幸・五木田紳・上野豪志訳, 1996, 『病いの語り——慢性の病いをめぐる臨床人類学』誠信書房.)
- 国会会議録検索システム, 2024, 「第200回国会衆議院厚生労働委員会第4号 令和元年11月8日」, 国会会議録検索システムホームページ (2024年9月19日取得,

- <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00420191108&current=21>).
- 近藤宏一, 2010, 『闇を光に——ハンセン病を生きて』みすず書房.
- 厚生労働省, 2024a, 「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q&A (詳細版)」, 厚生労働省ホームページ (2024年9月19日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/001265498.pdf>).
- , 2024b, 「ハンセン病元患者家族補償金支給の認定件数について」, 厚生労働省ホームページ (2024年9月19日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/001288033.xlsx>).
- 黒坂愛衣, 2015, 『ハンセン病家族たちの物語』世識書房.
- 黒坂愛衣・福岡安則, 2023, 『ハンセン病家族訴訟——裁きへの社会的関与』世識書房.
- 桑畑洋一郎, 2013, 『ハンセン病者の生活実践に関する研究』風間書房.
- , 2020, 「ハンセン病史はいかに教訓とされたか」『山口大学文学会志』73 :1-22.
- , 2022, 「病いの当事者にとって臨床試験とは何か—— HTLV-1関連疾患当事者の〈治験の語り〉から」『社会学評論』73 (1) :37-54.
- 松岡弘之, 2020, 『ハンセン病療養所と自治の歴史』みすず書房.
- 森川恭剛, 2005, 『ハンセン病差別被害の法的研究』法律文化社.
- , 2012, 『ハンセン病と平等の法論』法律文化社.
- 内務省衛生局編, 1923, 『癩患者の告白』内務省衛生局.
- 日本弁護士連合会, 2024, 「水俣病問題についての各地での判決を受けて、水俣病被害者の早期かつ全面的な救済を求める会長声明」, 日本弁護士連合会ホームページ (2024年9月19日取得, <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240509.html>).
- 裁判所ウェブサイト, 2024, 「下級裁判判例 平成28 (ワ) 109 国家賠償請求事件 令和元年6月28日 熊本地方裁判所」, 裁判所ウェブサイトホームページ (2024年9月17日取得, [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/296/089296\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/296/089296_hanrei.pdf)).
- 坂田勝彦, 2012, 『ハンセン病者の生活史——隔離経験を生きるということ』青弓社.
- 島比呂志, 1996, 『片居からの解放 [増補版] ——ハンセン病療養所からのメッセージ』社会評論社.
- 首相官邸, 2019, 「令和元年7月12日 (金) 午前」, 首相官邸ホームページ (2024年9月19日取得, [https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201907/12\\_a.html](https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201907/12_a.html)).
- 鈴木陽子, 2020, 『「病者」になることとやめること——米軍統治下沖縄におけるハンセン病療養所をめぐる人々』ナカニシヤ出版.

- 平良仁雄, 2018, 『「隔離」を生きて——ハンセン病回復者の愛楽園ガイド』 沖縄タイムス社.
- 徳田靖之, 2016, 「意見陳述書」, ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ (2024年9月17日取得, [https://www.dropbox.com/s/dedblnn8f9h3uqq/tokuda\\_iken.pdf?dl=0](https://www.dropbox.com/s/dedblnn8f9h3uqq/tokuda_iken.pdf?dl=0)).
- 好井裕明, 2006, 「ハンセン病者を嫌がり、嫌い、恐れるということ」 三浦耕吉郎編『構造的差別のソシオグラフィ——社会を書く／差別を解く』 世界思想社, 100-133.
- 財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する研究会議, 2005a, 「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」, 厚生労働省ホームページ (2024年8月23日取得, <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/4a.html>).
- , 2005b, 「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書—— (別冊) ハンセン病問題に関する被害実態調査報告」, 厚生労働省ホームページ (2024年8月23日取得, <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/4b.html>).